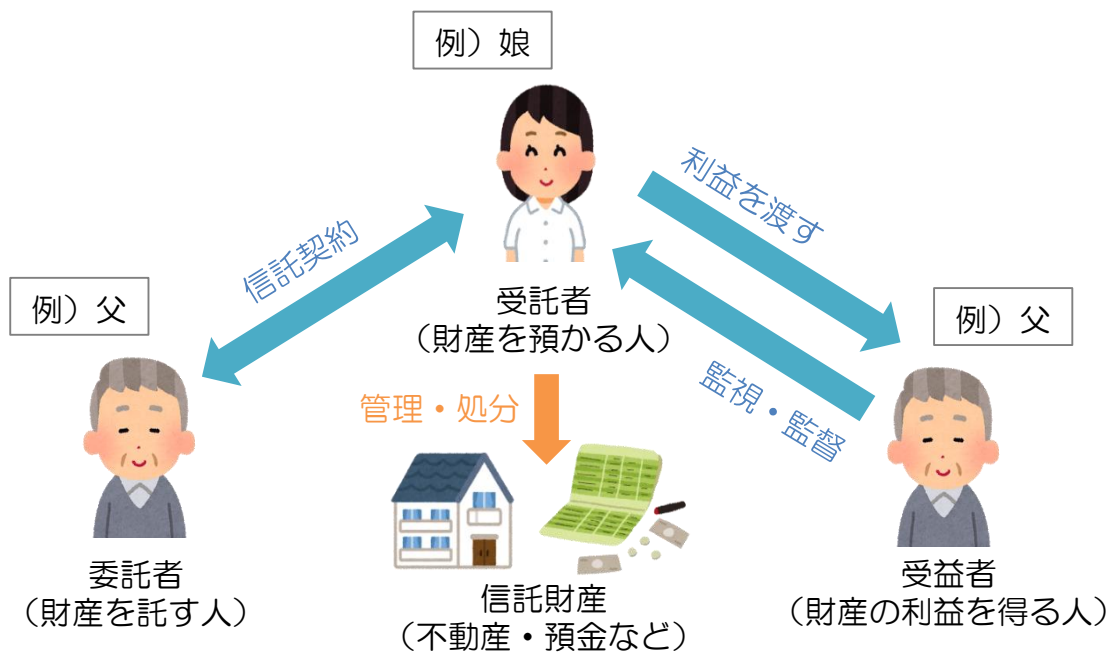


## 第5 財産を家族や親族に信託するには？

**家族信託**とは、自分の財産（不動産・預貯金・有価証券等）を、信頼できる家族や相手に託し、特定の人のために、あらかじめ定めた信託目的に従って、管理・処分・承継する財産管理手法です。

本人が、認知症などにより判断能力が低下した場合にも、家族信託の目的に応じて、本人の財産を柔軟に活用することができます。



## 第6 世の中、高齢化で何が変わるの？

### 配偶者居住権ってどんな制度？

令和2年4月1日、民法改正（平成30年7月成立）によって創設された「**配偶者居住権**」が施行されました。

これによって、配偶者が相続開始時に被相続人所有の建物に居住していた場合に、遺産分割や遺言書の記載に基づき配偶者居住権を取得すれば、終身又は一定期間、被相続人所有の建物に無償で居住することができるようになりました。

次ページの事例は、夫が亡くなり、妻と子1人で遺産分割する場合の配偶者居住権のイメージです。

参考イメージ

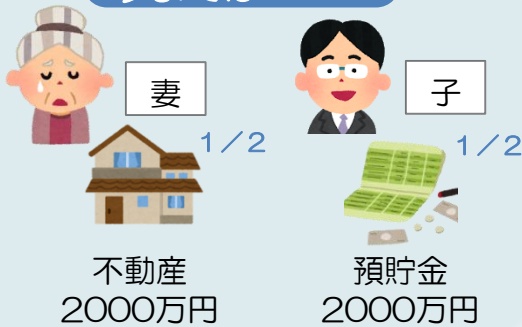
被相続人の財産



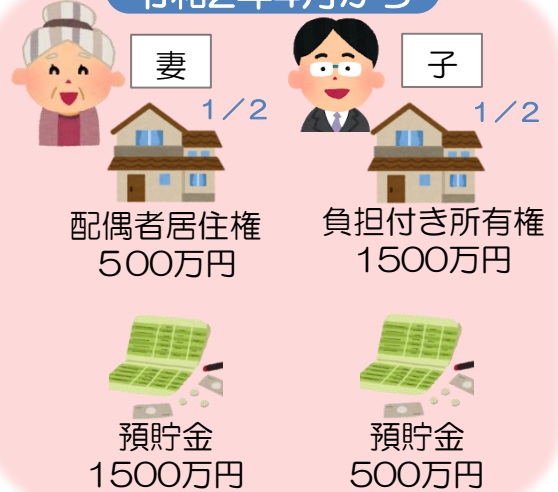
住む場所はあるけど、生活費が不足しそうで心配

住む場所もあって、生活費もあるので、生活が安心

今までは・・・



令和2年4月から



※配偶者居住権の権利を第三者に対抗（主張）するためには、不動産登記手続が必要です！

居住用不動産贈与等の優遇措置ってどんな制度？

令和元年7月1日以降、婚姻期間が20年以上である夫婦間で居住用不動産の遺贈や贈与がされた場合については、原則として、遺産分割における配偶者の取り分が増えることになりました。

どう変わったの？

従来、居住用不動産の生前贈与があった場合、財産の先渡しがあったものとして、生前贈与分を含めて遺産分割を行うこととしていました。

改正後は生前贈与分を除いて遺産分割を行うことができるようになり、配偶者は、より多くの財産を取得できるようになりました。

住む場所だけでなく生活費もあって安心

